

決済用普通預金（無利息型）規定

佐賀信用金庫
2021年7月現在

1.（取扱店の範囲）

普通預金（以下、「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2.（振込金の受入れ）

- （1）この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- （2）この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

3.（受入証券類の決済、不渡り）

- （1）証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。
その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。
この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。
- （3）前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

4.（預金の払戻し）

- （1）この預金を払戻すときは、当金庫所定の支払請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- （2）この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。
- （3）同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

5.（利息）

この預金には利息をつけません。

6.（手数料の取扱い）

（未利用口座管理手数料）

- （1）令和3年7月1日以降に開設した預金口座は、当金庫ホームページ等で表示する一定の期間、利息決算以外の預け入れ、または本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合には、お客さま宛に「ご案内」の文書を郵送します。
「ご案内」を差し上げてから3か月経過後も口座の利用がない場合に「未利用口座管理手数料」の対象口座となります。
- （2）「未利用口座管理手数料」の対象口座につきましては、当金庫のホームページ等での手数料一覧に掲載のとおり、対象となった口座より、払戻し請求書等によらず手数料を引き落とします。
- （3）前（2）号で引き落とした「未利用口座管理手数料」は、返却しません。

(4) この預金口座の残高が「未利用口座管理手数料」に満たない場合は、残高全額を「未利用口座管理手数料」に充当のうえ、この預金口座を解約します。解約にあたっては、個別の通知は行いません。

(5) 解約された口座の再利用はできません。

7. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、「流動性預金等規定 共通規定」により取扱います。

以上